鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金
申請要領

（令和８年１１月）

鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金について

１.目的

令和８年熊本地震後に、大型ショッピングモールにおいて発生した爆発事故を受け、ガス警報器の設置を促進することにより、ガス漏れ等の事故から県民の生命・財産を守るとともに、地域の防災力向上を図ることを目的としています。

２.概要

ガス警報器緊急設置支援事業は、鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金交付要綱等の規定により、その補助金を活用して、対象者（住宅の居住者等）が、設置期間内にガス事業者からガス警報器を購入（リース含む）し、設置に要した費用が確認できる書類（領収書、請求書等）を添付して事務局に申請することで、設置に要した費用の補助を受ける事業です。

鳥取県とテルウェル西日本株式会社（ガス警報器緊急設置支援事業執行団体）が「間接補助金交付事業」として実施します。

〇補助内容

項目	内容
対象者	鳥取県内の住宅に居住又は所有する者 ※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は対象外 ※ＬＰガス、都市ガス又は簡易ガスを使用している住宅が対象 ※ただし、ＬＰガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは対象外
対象製品	ガス警報器、ガス・ＣＯ警報器、住宅用火災・ガス・ＣＯ警報器 ※ガス事業者が設置するものに限る
補助金額	【購入の場合】 上限 20,000 円/１戸 ガス警報器購入代（上限 15,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円） 【リースの場合】 一律 9,000 円/１戸 ガス警報器リース料（一律 4,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円）
実施期間	【ガス警報器購入・設置】 令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 10 日（水）まで 【補助金申請】 令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 19 日（金）まで（必着）

（１）対象者

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者です。

①申請時点で県内の戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋に居住又は所有するものであること。

※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は除く

※ＬＰガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは除く

②ガス事業者からガス警報器を購入、又はリースにより設置するものであること。

③今回申請するガス警報器について、他の補助金の交付は受けていないこと。

④鳥取県税の滞納がないこと。

⑤暴力団等の反社会勢力との関係を有していないものであること。

⑥社会通念上、補助金交付を受けることが相応しくない者※でないこと。

※ 提出書類に虚偽の記載がある者

※ 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者

※ 不正行為をする者

（２）対象製品

本事業の対象製品は、ガス事業者が設置した、次のガス漏れ検知機能を有した機器です。設置期間内に設置したもので、１戸につき１台を限度とします。

対象製品：ガス警報器、ガス・ＣＯ警報器、住宅用火災・ガス・ＣＯ警報器

（３）補助金額

補助金の支給額は購入の場合、リースの場合で異なります。

※補助額は購入代金、設置手数料の税込価格です。

【購入の場合】

上限 20,000 円/１戸

ガス警報器購入代（上限 15,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円）

例①　ガス警報器購入代が 10,000 円、設置手数料が 5,000 円の場合

⇒【支給額】15,000 円（購入代 10,000 円+設置手数料 5,000 円）

例②　ガス警報器購入代が 18,000 円、設置手数料が 5,000 円の場合

⇒【支給額】20,000 円（購入代 15,000 円+設置手数料 5,000 円）

例③　ガス警報器購入代が 8,000 円、設置手数料が 3,000 円の場合

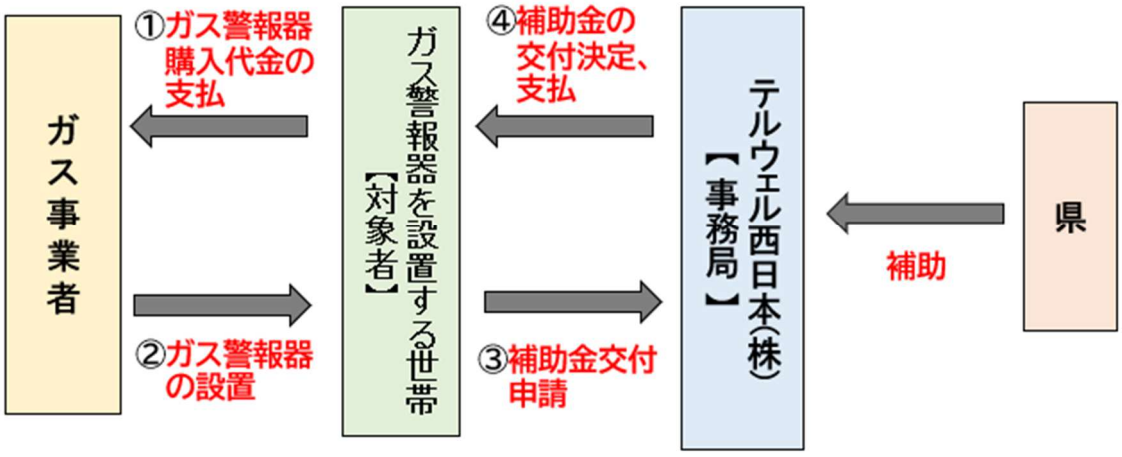
⇒【支給額】11,000 円（購入代 8,000 円+設置手数料 3,000 円）

【リースの場合】
一律 9,000 円/１戸
ガス警報器リース料（一律 4,000 円）＋設置手数料（一律 5,000 円）
例①　ガス警報器リース料が 270 円/月、設置手数料が 5,000 円の場合
⇒【支給額】9,000 円（リース 4,000 円+設置手数料 5,000 円）
例②　ガス警報器リース料が 330 円/月、設置手数料が 3,000 円の場合
⇒【支給額】7,000 円（リース 4,000 円+設置手数料 3,000 円）

（４）実施期間

【ガス警報器購入・設置】
令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 10 日（水）まで
【補助金申請】
令和８年 11 月 24 日（火）～令和９年２月 19 日（金）まで（必着）
※補助金申請は、郵送により申請してください。

３.補助金交付までの流れ



①②－ガス警報器の購入、設置

○ガス警報器を設置する世帯（対象者）がガス事業者からガス警報器を購入（リース含む）し、ガス事業者がガス警報器を設置。
【購入の場合】
ア.対象者がガス事業者にガス警報器購入代（設置手数料を含む）を支払い。
イ.ガス事業者が対象者に設置に要した費用が確認できる書類（請求書、領収書等）を交付。
※請求書、領収書等には、ガス事業者名、ガス警報器購入日、購入機器名（型式、品番）、購入代金、設置費用を記載。

【リースの場合】

ア．対象者とガス事業者がリース契約を締結。

イ．ガス事業者が対象者にリース契約書（リース伝票）と設置に要した費用（設置手数料）が確認できる書類（取付伝票等）を交付。

○ガス事業者から対象者に補助金申請用紙（交付申請書兼実績報告書（様式第１号)、誓約書兼同意書（様式第２号））の用紙を交付。

※県ホームページにも補助金申請用紙を掲載しています。

※共同住宅等の所有者が各戸分をまとめて申請する場合は、県ホームページに「(別添）申請一覧」を掲載しています。

③－補助金交付申請

新たにガス警報器を設置した世帯（対象者）が、５のガス警報器緊急設置支援事業事務局であるテルウェル西日本株式会社（以下「事務局」という。）に補助金交付申請書を郵送により提出。

【補助金申請書類】

・交付申請書兼実績報告書（様式第１号）

※共同住宅等の所有者が各戸分をまとめて申請する場合は、「(別添）申請一覧」を添付してください。

・誓約書兼同意書（様式第２号）

・設置に要した費用が確認できる書類の写し

【購入の場合】

納品書、請求書、領収書のいずれかの写し

【リースの場合】

リース契約書、リース伝票のいずれかの写しと取付伝票等の写し

・振込先口座の写し（申請者本人名義）

通帳の表紙および表紙の裏面などの写し、キャッシュカード、WEB 通帳の写し（金融機関名、支店、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）がわかるもの）

※不明な点がある場合は事前に電話等で確認をした上で、申請書類の作成をお願いします。

※郵送料金は申請者の負担となります。

※申請書類に不備がある場合は、事務局（電話番号 0857－30－1570）から電話がありますので、電話に出ていただきますようお願いします。

④－補助金受給

事務局からガス警報器を設置する世帯（対象者）に補助金交付決定通知を郵送します。その後、交付申請書兼実績報告書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

※申請書受付から補助金の振込まで概ね１か月程度を予定しています。

※「テルウエルニシニツホ゜ン(カ」の名義で振り込みます。

４.補助金受給の留意事項

（１）購入・設置実績の確認

購入・設置実績等について、ガス警報器緊急設置支援事業事務局からガス事業者に確認することがあります。

（２） 関係書類の保管

本事業の関係書類は、補助金交付後５年間保存してください。

５.相談・お問い合わせ・補助金申請先

ガス警報器緊急設置支援事業事務局

〒680-0007　鳥取市湯所町２－258

（テルウェル西日本株式会社中国支店　鳥取事業所内）

TEL　0857－30－1570（受付時間　9：00～18：00/土日祝を除く）

FAX　0857－24－8550

Email　tottori-keihoki@telwel-west.co.jp

HP　https://www.pref.tottori.lg.jp/330548.htm

（県ホームページ）

※この補助金の業務は、テルウェル西日本株式会社中国支店が実施します。申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

【ご注意ください！振り込め詐欺】

事務局職員等が、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、補助金振込のために手数料などの振込を求めることは決してありません。 補助金をよそおった振り込め詐欺に注意してください。

記入例

様式第１号

↓申請日を必ず記入してください。
令和８年１２月１０日

テルウェル西日本株式会社　中国支店長　様

（申請者）郵便番号　６８０－８５７０
住　所　鳥取市東町１丁目２７１

氏　名　鳥取　太郎

電話番号　〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
（注）日中（平日９時～１８時）連絡がとれる番号を記入してください。

鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金について、鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金申請要領に基づき、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

１　補助事業内容

住宅区分	☑ 一戸建て　☐ 共同住宅　☐ 店舗等併用住宅
ガス種別	☑ ＬＰガス　☐ 都市ガス　☐ 簡易ガス
設置機器名（型式、品番）	〇〇〇〇
購入・リース契約日	令和８年１２月１日

２　交付申請額（実績報告額）　※実績額は税込額を記入してください。

購入区分	算定基準額	実績額	交付申請額 ※算定基準額と実績額の低い方を記載
☑購入	購入代　１５，０００円 設置代　５，０００円	購入代　８，０００円 設置代　５，０００円	購入代　８，０００円 設置代　５，０００円 （合計）　１３，０００円
☐リース	リース　４，０００円 設置代　５，０００円	リース　４，０００円 設置代　　円	リース　４，０００円 設置代　　円 （合計）　　円

※共同住宅等の所有者が各戸分をまとめて申請する場合は、「（別添）申請一覧」に記入し、添付してください。

３　補助金振込先（申請者本人名義の口座を指定してください。）

金融機関名	〇〇　銀行・金庫・農業協同組合	支店名	〇〇　支店・支所・出張所	店番	〇	〇	〇		
口座種別	普通・当座・別段	口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
フリガナ	トツトリタロウ	※　ゆうちょ銀行の方は８桁の番号の末尾１桁を抜いた７桁の番号をご記入ください。							
口座名義	鳥取太郎								

※　通帳の表紙および表紙の裏面などの写しを添付してください。

※必要事項を記載し、チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。

様式第２号

誓約書兼同意書

鳥取県知事　様

鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金交付申請書兼実績報告書の提出にあたり、下記１～７の項目すべてに誓約及び同意します。

記

	誓約・同意事項欄
1	鳥取県税の滞納はありません。
2	暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
3	今回申請するガス警報器について、他の補助金の交付は受けていません。
4	ガス警報器緊急設置支援事業事務局から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。
5	補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。
6	今回申請するガス警報器は、要領で示しているガス警報器の要件を満たしています。
7	提出書類に不備があり申請期間内に電話等による連絡がつかない場合は、申請を取り下げることに同意します。

令和　　年　　月　　日

申請者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請書類　事前確認書（チェックシート）

○申請書を提出する前に

	提出書類	**チェック欄**
1	「鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金交付申請書兼実績報告書」（様式第１号） チェックポイント ・事務局から郵便を受け取ることができる住所を記載していますか？ ・電話番号は、日中（平日９時～１８時）連絡がとれる番号を記載していますか？	□
2	誓約書兼同意書（様式第２号）	□
3	令和８年１１月２４日～令和９年２月１０日までにガス事業者から購入（リースを含む）したガス警報器の購入・設置の実績（購入品名・購入日）が確認できる書類 【購入の場合】 納品書、請求書、領収書のいずれかの写し 【リースの場合】 リース契約書、リース伝票のいずれかの写しと取付伝票等の写し	□
4	振込先口座の写し　※申請者と同一名義のもの （通帳（表紙と表紙の裏面）、キャッシュカードの写し、WEB 通帳のコピー等）	□

【相談・お問い合わせ・補助金申請先】

ガス警報器緊急設置支援事業事務局

〒680-0007　鳥取市湯所町２－258

（テルウェル西日本株式会社中国支店　鳥取事業所内）

TEL　0857－30－1570（受付時間　9：00～18：00/土日祝を除く）

（ 詳しくはこちら ）

鳥取県ガス警報器緊急設置支援事業補助金　Ｑ＆Ａ

（県民向け）

No.	質問	回答
1	ガス警報器を設置したいのですが、どこに連絡すればいいですか？	ガス警報器の設置については、ご利用中のガス事業者へお問い合わせください。本事業の補助対象となる警報器は、ガス事業者が設置するものに限られます。補助金の申請に必要な書類も、ガス事業者からお受け取りください。
2	ガス事業者がわからない場合、どこに連絡すればよいですか？	ガス料金の請求書や検針票、ガス会社との契約書などでご確認ください。
3	誰が補助の対象になりますか？	鳥取県内の戸建て住宅、併用住宅、共同住宅に居住している方、または所有している方が対象です。 ※ただし、LP ガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは補助の対象外です。 ※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は対象外です。 対象となる住宅や申請者の要件の詳細は、事務局へご確認ください。
4	賃貸住宅に住んでいますが、申請できますか？	賃貸住宅の場合も、対象となる住宅にお住いの場合は申請できます。
5	どのような警報器が対象ですか？	ガス警報器、ガス・ＣＯ警報器、住宅用火災・ガス・ＣＯ警報器が対象です。ただし、ガス事業者が設置するものに限ります。
6	自分で購入したガス警報器も対象ですか？	家電量販店等からご自身で購入・設置したガス警報器は対象外です。購入前にガス事業者へご連絡ください。
7	すでにガス警報器が設置されている住宅でも申請できますか？	ガス警報器の交換期限は 5 年です。令和 9 年 3 月 31 日までに交換期限が到来するガス警報器を交換する場合は、対象となります。交換期限については、ガス警報器に貼ってある「交換期限表示ラベル」をお確かめください。
8	補助金はいくらですか？	購入の場合は、ガス警報器購入代（上限 15,000 円）と設置手数料（一律 5,000 円）を合わせて、1 戸あたり上限

		20,000 円です。リースの場合は、リース料（一律 4,000 円）と設置手数料（一律 5,000 円）を合わせて、1 戸あたり 9,000 円です。
9	購入費が 15,000 円未満でも、補助金は 20,000 円もらえますか？	いいえ。購入の場合、ガス警報器購入代は実際にかかった費用が対象となり、補助の上限は 15,000 円です。これに設置手数料 5,000 円を加えた額が補助額となります。
10	設置手数料が 5,000 円未満でも、補助額は一律 5,000 円ですか？	購入、リースのいずれも、実際に支払った設置手数料が 5,000 円に満たなかった場合は、その差額分は補助しません。
11	補助金申請の受付が始まる前に、ガス警報器を購入・設置してもよいですか？	補助事業開始前にガス警報器を購入・設置した場合は補助対象外となります。必ず補助金申請の受付が始まってからガス警報器の購入・設置をしてください。
12	複数のガス警報器を設置しても補助対象となりますか？	補助対象となるガス警報器の設置は、1 戸につき 1 台を限度とします。また、補助金の申請は、1 対象者につき 1 回限りです。
13	購入・設置と補助金申請の期限はいつまでですか？	ガス警報器の購入・設置期間は事業開始から令和 9 年 2 月 10 日まで、申請書類の提出期限は令和 9 年 2 月 19 日（必着）です。
14	申請に必要な書類は何ですか？	補助金交付申請書、誓約兼同意書、設置に要した費用が確認できる書類の写し、振込先口座（申請者本人名義）が確認できる書類の写しが必要です。
15	申請書類はどこに提出しますか？	事務局へ郵送で提出してください。郵送料金は申請者負担となります。
16	申請は、WEB や事務局窓口でも申請できますか？	申請は事務局へ郵送で提出してください。WEB や窓口での申請は受け付けていません。
17	申請すれば必ず補助金を受け取れますか？	申請内容や対象要件、必要書類がそろっているか等を確認し、不備等がなければ交付決定を行います。申請書受付から補助金の振込まで概ね 1 か月程度を予定しています。

18	申請書類に不備があった場合はどうなりますか？	事務局から書類の修正や追加提出を求められる場合があります。提出前に必要書類や記載内容を確認し、不明な点は事務局へお問い合わせください。申請期限に間に合うよう、余裕をもって提出してください。
19	ガス事業者から交付された、ガス警報器購入・設置の請求書、領収書等を紛失しました。再発行できますか？	請求書、領収書等の再発行については、ガス事業者にお問い合わせください。
20	補助金はいつ、どのように受け取れますか？	補助金は交付決定後、申請時に提出する振込先口座へ交付します。申請書受付から補助金の振込まで概ね 1 か月程度を予定しています。なお、申請が集中する時期には、振込まで通常よりお時間をいただく場合があります。
21	LP ガスを利用する共同住宅に住んでいます。対象になりますか？	LP ガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは補助の対象外です。一部条件によっては設置義務がないものもあり、その場合は補助対象となる可能性があります。該当するか判断が難しい場合は、ガス事業者にご相談ください。
22	都市ガスや簡易ガスでも対象になりますか？	対象となります。
23	5 年後のガス警報器の更新費についても補助がありますか？	本事業は、令和 8 年熊本地震を受けて実施する緊急的な支援事業です。そのため、5 年後のガス警報器の更新について補助はありません。更新費用は対象者のご負担となります。

（ガス事業者向け）

No.	質問	回答
24	ガス事業者は、申請者にどの書類を渡す必要がありますか？	補助金交付申請書と誓約兼同意書の様式を対象者へ交付します。購入の場合は警報器本体費用及び設置費用の内訳がわかる請求書・領収書等、リースの場合はリース契約書と設置費用がわかる取付伝票等も交付が必要です。
25	補助対象外の住宅かどうか、ガス事	LP ガスを利用している共同住宅で、ガス警報器の設置が義務付けられているところは補助の対象外です。対象者から

	業者が確認する必要がありますか？	相談を受けた場合は、住宅の状況を確認し、判断が難しいケースは事務局へご相談ください。
26	ガス警報器の販売・設置費用は、補助額を超えてもよいですか？	補助金額には上限があります。購入の場合、ガス警報器購入代の補助上限は 15,000 円、設置手数料は一律 5,000 円です。販売代金又は設置費用が各上限を超える場合、対象者はそれぞれの上限額の合計金額までしか補助を受けられません。不明な場合は事務局にご相談ください。
27	ガス事業者が対象者に代わって申請できますか？	ガス事業者が対象者に代わって申請することはできません。対象者が事務局へ郵送で申請してください。
28	補助金の申請状況を、ガス事業者が確認できますか？	補助金の申請状況は、個人情報保護の観点から、ガス事業者にはお知らせできません。申請者ご本人から事務局へお問い合わせください。
29	購入・設置の期限はいつまでですか？	補助金申請が可能となるガス警報器の購入・設置期間は、本事業開始から令和 9 年 2 月 10 日までです。この期間を過ぎてから設置したものは補助対象外となります。